

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月14日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	山形県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.yamagata.jp/020051/sangyo/gijutsu/johotsushin/dokujiriyoujimu.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	山形県立学校の授業料等徴収条例(昭和43年3月県条例第18号)第8条の規定による授業料等の減免に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山形県個人番号の利用に関する条例 別表第1 第10項 山形県立学校の授業料等徴収条例(昭和43年3月県条例第18号)第8条の規定による授業料等の減免に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	山形県立学校の授業料等徴収条例第1条、第8条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、県立学校の授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。 第8条 知事は、経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるとき、その他休学等やむを得ない事情があると認めるときは、授業料及び受講料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。
⑦独自利用事務の関連規範		山形県立学校の授業料等徴収条例 平成30年3月1日付け教総第1842号教育庁総務課長通知「高等学校等就学支援金の支給限度額を超える場合の授業料等の減免について」 知事の権限に属する事務の委任に関する規則